

4月1日から

朝霞市暴力団排除条例を 施行します

目的／暴力団を排除するための活動の推進に関して、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

理念／暴力団排除活動は、暴力団が市民生活および社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本として、市、市民および事業者の連携協力の下に推進されなければならないこととします。

また、だれであっても、暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係をもたないようにしなければなりません。

条例の内容／

市の責務

市は、市民等の協力を得るとともに、埼玉県および暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

運用上の注意

市民の権利を不当に侵害しないように留意します。

啓発活動および広報活動

市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態の市民等への周知その他の広報活動および啓発活動を行います。

市民の責務

市民は、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市の事業における措置

市は、その公共工事その他の市の事業により暴力団を利することにならないよう必要な措置を講じます。

国および他の地方公共団体との連携

市は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国および他の地方公共団体と連携を図ります。

事業者の責務

事業者は、その事業により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市民等に対する支援

市は、市民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるように、市民等に対し情報の提供その他の必要な支援を行います。

青少年に対する教育のための措置

市立中学校の生徒に対し、暴力団に加入せず、また、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう市は、適切な措置を講じます。



朝霞市暴力団排除条例に関すること

問／危機管理課 内2373 ☎463-1788

暴力団に関する相談

朝霞警察署刑事課 ☎465-0110

埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター ☎048-834-2140